

基本方針3 環境に配慮した公用車の使用

公用車の更新時に電動車（EV、HV、PHV、FCV）を導入するとともに、エコドライブを
実践することで、自動車の使用に係る温室効果ガス排出量を削減します。

また、移動を伴う公務では公用車の利用を控えることで、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

| 取組内容 | |
|----------|--|
| 基本 取組 | ➤ 市役所の通常移動用途に係る公用車をEV化し、その他の車両についても運用上可能なものは電動車へ入れ替え、車両を低炭素化します。 |
| | ➤ エコドライブに努めます。 |
| | ➤ 中長距離の移動で公共交通機関の利用が可能な場合は、積極的に利用します。 |
| | ➤ 公用車で同一場所、同一方向に行く場合は、可能な限り相乗りに努めます。 |

基本方針4 再生可能エネルギーの利活用の拡大

前掲「第4章2. 基本方針2」で示した省エネルギー対策を推進するほか、再生可能エネルギー設備を導入して最大限活用することが必要です。公共施設新設の際は、屋上等への太陽光発電設備や温水需要が高い施設への太陽熱温水器などを原則導入し、再生可能エネルギー設備を導入していない既存の公共施設は、必要に応じて物理的な導入制限や効果、経済性等を調査して、導入を推進します。

また、つくばサステナスクエアのごみ焼却発電設備で発電した電力は、自己託送等により公共施設で最大限活用します。

公共施設における再生可能エネルギー設備の効率的な導入や最大限の活用は専門的な知見を要することから、オンサイトPPA²などの新たな制度により民間企業の知見を活用し、導入を推進します。

| 取組内容 | |
|----------|--|
| 基本 取組 | ➤ 公共施設への太陽光設備の導入を推進します。 |
| | ➤ 再生可能エネルギー由来の電力契約を締結し、電力排出係数の低減に努めます。 |
| | ➤ 研究機関と連携した、新たな再生可能エネルギーの活用方法を検討します。 |

² PPA(Power Purchase Agreement)

PPA事業者が、企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地に太陽光発電設備を無償で設置し、発電した電気を企業や自治体が購入して使う契約。初期投資0円で再エネ利用が実現できる。

3. 公共施設への太陽光発電設備の導入

(1) 課題

市役所の事務・事業に係る温室効果ガス排出量は、前掲「第2章2. 温室効果ガス排出量の将来予測」で示したとおり、今後増加すると予測されるため、再生可能エネルギー設備を導入して最大限活用することが必要です。しかし、太陽光発電設備導入のための調査を行っていないため、導入可能な場所や発電見込み量、効果等を把握できていません。

(2) 目標・実施方法

公共施設への太陽光発電設備導入調査を順次行います。設置は、後掲「第6章 省エネ・再エネ設備導入指針」に準じて、10kW以上設置できる高圧受電施設に100%設置します。

〔 令和7年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金 (DR リソース導入のための家庭用蓄電システム等導入支援事業) 〕



DRに対応可能な

家庭用蓄電システムの導入を支援します

補助額

最大 **60万円**
1申請あたり

補助率

3/10以内

補助対象

- 蓄電システム機器代
- 工事費・据付費

申請期間

2026年4月中旬頃 → 12月10日(木)

※蓄電池アグリゲーター/小売電気事業者の初回登録公表日以降となります。

申請から補助金受領までの流れ



※交付申請や実績報告等は、「共同実施事業規約」への同意をした販売事業者と共に行ってください。

交付決定前に着手しても良いこと

- 見積取得
 - 「共同実施事業規約」への同意
※上記は交付申請までに行うこと
- 以下は交付決定後の着手開始も可能
- 系統連系[※]に係る手続き
 - 需要家-蓄電池アグリゲーター/小売電気事業者間の契約
 - FITの変更認定申請(必要な場合)

OK

交付決定前に着手してはいけないこと

- 需要家-販売事業者間の蓄電システムに係る契約または受発注及び支払い
- 蓄電システムの設置・据付工事
- 代金支払(信販会社経由の着金も不可)

NG

※系統連系は設備によって完了までに要する期間が異なるため、自身が契約している小売電気事業者もしくは販売事業者に、要する期間をよく確認してください。

目標水準の達成状況（緑の総量に関する指標）

資料2 -2

未達成

樹林地、農地、公園緑地などをあわせ、市域の60%以上の緑を維持します。

策定時
63.2%

(平成24年度都市計画基礎調査)

現在
59.9%

(令和4年度都市計画基礎調査)



図2 緑地等現況図
[出典]「土地利用現況図」
平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

| 区分 | 平成24年度 | | 令和4年度 | | 変化(令和4年度-平成24年度) | | |
|-----|-------------|----------|----------|----------|------------------|----------|------|
| | 面積(ha) | 割合(%) | 面積(ha) | 割合(%) | 面積(ha) | ポイント | |
| 緑地 | 農地(田)、農地(畑) | 10761.37 | 37.9 | 10276.00 | 36.2 | -485.37 | -1.7 |
| | 山林 | 4672.18 | 16.5 | 4357.30 | 15.4 | -314.88 | -1.1 |
| | 原野・荒野・牧野 | 1509.36 | 5.3 | 1315.70 | 4.6 | -193.66 | -0.7 |
| | 水面 | 274.93 | 1.0 | 240.60 | 0.9 | -34.33 | -0.1 |
| | その他(海浜等) | 0.00 | 0.0 | 30.20 | 0.1 | 30.20 | 0.1 |
| | 公園・緑地・公共緑地 | 307.27 | 1.1 | 370.20 | 1.3 | 62.93 | 0.2 |
| | ゴルフ場 | 394.32 | 1.4 | 396.80 | 1.4 | 2.48 | 0.0 |
| | 小計 | 17919.42 | 63.2 | 16985.80 | 59.9 | -932.62 | -3.3 |
| その他 | 住宅用地、併用住宅用地 | 3260.12 | 11.5 | 3622.10 | 12.8 | 361.98 | 1.3 |
| | 商業用地、工業用地 | 1320.37 | 4.7 | 2661.60 | 9.4 | 1341.23 | 4.7 |
| | 公共用地、文教厚生用地 | 2124.58 | 7.5 | 1030.80 | 3.6 | -1093.78 | -3.9 |
| | 道路用地、駐車場用地 | 2385.35 | 8.4 | 2509.40 | 8.8 | 124.05 | 0.4 |
| | 鉄道用地 | 14.02 | 0.1 | 15.10 | 0.1 | 1.08 | 0.0 |
| | その他の空地等 | 1348.15 | 4.8 | 1546.20 | 5.5 | 198.05 | 0.7 |
| | 小計 | 10452.58 | 36.8 | 11385.20 | 40.1 | 932.62 | 3.3 |
| 合計 | 28372.00 | 100 | 28372.00 | 100 | - | - | |

表1 土地利用別緑地等の現況

[出典]「土地利用分類別面積・構成比総括調査」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査から独自集計

※ 端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります。

※ 都市計画基礎調査では、必要に応じて土地利用区分の見直しを実施されており、実際の土地利用の状況に変化はないものの、数値上緑地が増減していることがあります。

○土地利用

- ・ 緑地等の中では農地が最も割合が大きく、次いで山林が多い。
- ・ 緑地等は全体的に減少傾向にあり、特に農地や山林が減少している。
- ・ 緑地率は、平成24年度から令和4年度までの10年間で63.2%から59.9%へと、3.3ポイント減少。
- ・ 農地が1.7ポイント、山林が1.1ポイント、原野・荒地・牧野が0.7ポイント、水面が0.1ポイント減少。
- ・ その他(海浜等)が0.1ポイント、公園・緑地・公共緑地が0.2ポイント増加。

○土地利用区分ごとの緑地増減理由の仮説

★【農地】

- ・ 近年、農業従事者の減少や高齢化の進行等により、市内の遊休農地が年々増加している。遊休農地では、固定資産税等の負担を軽減するため、少しでも収入を得られるよう、土地を太陽光発電や共同住宅、駐車場等へ転用するケースが増加しているのではないかと考えられる。

★【山林】

- ・ 里山林の樹木や落ち葉は薪や肥料として活用されてきたが、ガスや化学肥料などの普及により活用する機会が減少し、管理が行き届かない山林が増加している。こういった山林では倒木リスクなどもあることから、樹木が伐採され、太陽光発電や共同住宅、駐車場等へ転用するケースもあるのではないかと考えられる。

★【原野・荒野・牧野】

- ・ 活用方法が少ないこれらの土地から少しでも収入を得るため、土地を太陽光発電や駐車場、資材置き場等へ転用するケースが増加しているのではないかと考えられる。

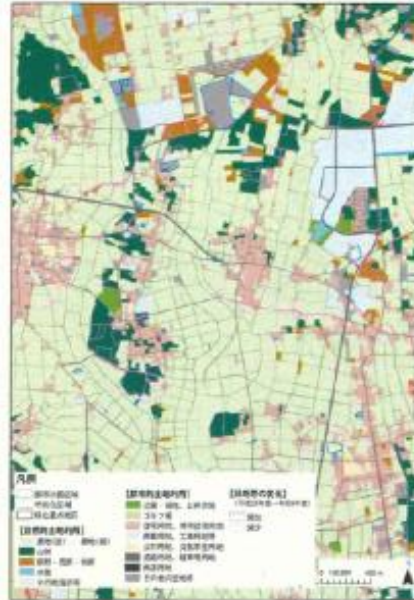
★【公園・緑地・公共緑地】

- ・ 土地区画整理事業地内などで公園の整備が順次進められていることから、増加している。

緑地の主な増減

田園地区（大砂周辺）

平成24年度土地利用



令和4年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和4年度） GoogleMap（令和6年）



平成24年度と
令和4年度土地利用の比較
（令和4年度土地利用・図示番号）

- ① 実際の土地利用に変化は見られないため、工場の一部が土地利用区分の見直しにより農地に修正されたものと思われる。
- ② 減少している箇所の多くは、山林から太陽光発電設備へ変化している。
- ③ 実際の土地利用に変化は見られないため、土地利用区分の見直しによりその他空地から公園・緑地・公共緑地に修正されたものと思われる。

図11 田園地区（大砂周辺）の緑地等現況比較図
【出典】「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

画像©2024 Airbus, CNES/Airbus, Landsat/Copernicus, Maxar Technologies, 地図データ©2024

田園地区（倉掛周辺）

平成24年度土地利用



令和4年度土地利用



土地利用の増減図（平成24年度→令和4年度） GoogleMap（令和6年）



平成24年度と
令和4年度土地利用の比較
（令和4年度土地利用・図示番号）

- ① 戸建住宅や共同住宅などの開発による農地の減少が見られる。
- ② 保育園の開発により原野・荒野・牧野の減少が見られる。
- ③ 商業用地の一部が植樹地と思われる山林に変化し、緑が増加している。

図12 田園地区（倉掛周辺）の緑地等現況比較図
【出典】「土地利用現況図」平成24年度及び令和4年度都市計画基礎調査

画像©2024 Airbus, CNES/Airbus, Landsat/Copernicus, Maxar Technologies, 地図データ©2024

つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年12月28日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市規則第118号

つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和5年つくば市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事業により一定の影響を受ける者)

第3条 条例第2条第5号ウの規則で定める者は、事業区域の敷地境界線から100メートル以内の範囲に存する建築物の所有者又は居住者とする。

(遵守事項)

第4条 条例第7条の規則で定める事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

(事業の周知等)

第5条 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

2 つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例施行規則（平成28年つくば市規則第66号）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

| 項目 | 遵守事項 |
|-----------------|---|
| 災害の防止に関すること。 | (1) 土地の形質変更は、最小限にとどめること。 (2) 降雨量等から想定される雨水を敷地内で処理するなど、有効に排水できる措置を採り、隣接地や道路への流出を防止する対策を講ずること。 (3) 土砂の流出を防止する対策を講ずること。 (4) 盛土面又は切土面の保護が必要な場合は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等の対策を講ずること。 (5) 盛土又は切土をする場合で、地下水により崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある場合は、地下水を排出する施設の設置等の対策を講ずること。 (6) 崖地の近隣に設置する場合は、崖肩からの隔離、崖肩沿いの排水等により、崖地の崩壊対策を講ずること。 (7) 湧き水がある場合は、湧き水を排出する施設の設置等の対策を講ずること。 (8) 地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の措置を採ること。 |
| 良好な景観の形成に関すること。 | (1) 筑波山への眺望景観を阻害しないよう、発電設備の設置位置及び形態意匠（形態又は色彩その他の意匠をいう。以下同じ。）に配慮すること。 (2) 発電設備は、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>(3) 河川、湖沼等が近接する場合は、水辺空間の景観を損なわないよう、発電設備の設置位置及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(4) 幹線道路の街路樹やペDESTリアンデッキが近接する場合は、緑の連続性と調和するよう、発電設備の設置位置及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(5) <u>尾根線上、高台又は丘陵地に設置する場合は、伐採等により樹木の連続性や稜線を乱したり、土地形状に違和感を与えたりしないよう配慮すること。</u></p> |
| <p>生活環境の保全に関すること。</p> | <p>(1) 事業区域内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、対策を講ずること。</p> <p>(2) 道路の見通しの妨げにならないよう、敷地境界線からの後退等の対策を講ずること。</p> <p>(3) <u>住宅が近接する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮して、敷地境界から後退させる、植栽を設けて遮蔽するなどの対策を講ずること。</u></p> <p>(4) 盛土又は切土を行う場合は、土砂の流出による地域の水源の水の濁りを防止する対策を講ずること。</p> |

別表第 2 (第 7 条、第 8 条関係)

| 種類 | 明示すべき事項 |
|-----|--|
| 位置図 | <p>(1) 方位、道路及び目標となる地物</p> <p>(2) 所在地</p> |
| 配置図 | <p>(1) 方位及び縮尺</p> <p>(2) 敷地の形状及び寸法</p> <p>(3) 発電設備の位置、形状及び寸法</p> |

〈個票37〉

| ＜提言内容＞ | | | | | | | |
|----------|--|--------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| テーマ | 住まい・建物 | 〈ゼロカーボンで住みよいつくば市〉像 | 太陽光パネル・蓄電池が普及している | | | | |
| 提言番号 | 施策23 | 実施主体 | 市 | | | | |
| 提言内容 | 市民や事業者が安心して太陽光パネルを設置するために、 <u>市は、環境や景観に配慮したルールをつくり、健全な業者を認定する。また、適正な金額を開示する</u> | | | | | | |
| ＜実施内容＞ | | | | | | | |
| 実施内容 | 市民や事業者が安心して太陽光パネルを設置できるよう、 <u>環境や景観に配慮したルールをつくる。また、地域と共生可能で健全な太陽光発電事業者の認定制度の立ち上げ又は国等への要望を実施し、適正な金額で設置可能な環境を整備する。あわせて、認定事業者は、太陽光パネルのリサイクルや処分を見据えた適正見積もりを提示する環境を整備する。</u> | | | | | | |
| 実施課題 | <ul style="list-style-type: none"> 健全な業者を適切に見極めること、及び実施主体を見極めること FIT制度の買取価格には処分費を含めた価格となっているため、処分経費は補助できないこと 認定事業者にリサイクルや処分も見据えた適正見積もり提示の責務を負ってもらうこと | | | | | | |
| 担当部課室 | 都市計画部都市計画課 生活環境部環境政策課 | | 関連する 個票番号 | — | | | |
| ＜実施工程＞ | | | | | | | |
| フェーズ1 | <ul style="list-style-type: none"> 環境や景観に配慮したルールづくり（つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を2023年度に制定済み） 地域共生が可能な健全な太陽光発電事業者の認定制度の検討（認定方法、更新頻度、事業者の責務、実施主体等） 市民向け太陽光・蓄電池補助の受領者から契約金額等のフィードバック制度の検討 使用済太陽光パネルの適正な処理に対する国への要望内容の検討 | | | | | | |
| フェーズ2 | <ul style="list-style-type: none"> 認定制度の創設（要綱・要領・申請書作成、事業者説明会の開催等）又は国への要望 市民向け太陽光・蓄電池補助の受領者から契約金額等のフィードバック制度実施 使用済太陽光パネルの適正な処理に対する国への要望の実施 太陽光パネルをリサイクル・処分する市民・事業者の理解醸成のための普及啓発活動 | | | | | | |
| フェーズ3 | <ul style="list-style-type: none"> 地域共生ができる健全な太陽光発電事業者の認定制度の実施・運用又は国への要望継続 設置検討の際に参考となる金額等の事例紹介 太陽光パネルを排出する市民・事業者の理解醸成のための普及啓発活動 | | | | | | |
| | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 | 2030年度 |
| フェーズ1 | ■ | | | | | | |
| フェーズ2 | | | | ■ | | | |
| フェーズ3 | | | | | ■ | | |
| ＜既存の取組＞ | | | | | | | |
| 既存の市計画等 | 〇つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編（令和2年4月）4.4.2（2）5.再生可能エネルギー等の導入支援 | | | | | | |
| 既存の市関連事業 | 景観形成事業 | | | | | | |

出典：つくば市HP「ゼロカーボンで住みよいつくば市へのロードマップ～気候市民会議つくばの提言実現を目指して～（個票編）」

< https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/137/catmap_dtl.pdf >より一部抜粋（緑線は川田記入）

外来生物

更新日：2023年08月31日

ページID：4738

飼育できなくなった動植物を、絶対に野外へ逃がしたり捨てたりしないでください。

野外に放たれたり、逃げ出した外来生物は、放置しておくとな分布を拡大しながら、在来種（その土地に元からいた生物）の生息・生育を脅かしたり、農林水産業に被害を及ぼすなど、様々な被害を及ぼすおそれがあります。特に、生息・生育環境の限られている島嶼などでは、在来種が絶滅に追い込まれてしまう場合もあります。

目撃情報

目撃情報の詳細

| 目撃日 | 種名 | 目撃場所 |
|----------------|--------------|-----------------------|
| 令和4年(2022年)10月 | クビアカツヤカミキリ | 荃崎こもれび六斗の森(六斗1002番地1) |
| 令和5年(2023年)4月 | クビアカツヤカミキリ | 荃崎こもれび六斗の森(六斗1002番地1) |
| 令和5年(2023年)5月 | セアカゴケグモ | つくば市観音台地内 |
| 令和5年(2023年)7月 | クビアカツヤカミキリ | 荃崎こもれび六斗の森(六斗1002番地1) |
| 令和5年(2023年)7月 | クビアカツヤカミキリ | つくば市稲荷原地内 |
| 令和5年(2023年)8月 | セアカゴケグモ | つくば市大久保地内 |
| 令和6年(2024年)5月 | クビアカツヤカミキリ | 高崎自然の森(高崎1078-1) |
| 令和6年(2024年)6月 | ツヤハダゴマダラカミキリ | つくばカピオ(竹園1-10-1) |
| 令和6年(2024年)6月 | ツヤハダゴマダラカミキリ | つくば市上郷地内 |
| 令和6年(2024年)7月 | ツヤハダゴマダラカミキリ | つくば市立竹園西小学校(竹園2-19-4) |
| 令和6年(2024年)7月 | ツヤハダゴマダラカミキリ | つくば市遠東地内 |
| 令和6年(2024年)7月 | クビアカツヤカミキリ | つくば市若栗地内 |
| 令和6年(2024年)7月 | ツヤハダゴマダラカミキリ | つくば市面野井地内 |
| 令和6年(2024年)7月 | ツヤハダゴマダラカミキリ | つくば市二の宮地内 |
| 令和6年(2024年)7月 | ツヤハダゴマダラカミキリ | つくば市小野崎地内 |
| 令和6年(2024年)7月 | セアカゴケグモ | つくば市並木4丁目地内 |
| 令和6年(2024年)8月 | セアカゴケグモ | つくば市みどりの東地内 |
| 令和6年(2024年)8月 | セアカゴケグモ | つくば市並木4丁目地内 |
| 令和6年(2024年)8月 | ツヤハダゴマダラカミキリ | つくば市手代木地内 |
| 令和6年(2024年)9月 | セアカゴケグモ | つくば市並木3丁目地内 |
| 令和6年(2024年)9月 | セアカゴケグモ(疑い) | つくば市森の里地内 |
| 令和6年(2024年)9月 | セアカゴケグモ | つくば市香取台地内 |
| 令和6年(2024年)9月 | セアカゴケグモ | つくば市大久保地内 |

出典：つくば市 HP 「外来生物」

<<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/seikatsukankyobuseibutsutayoseisuishinshitsu/gyomuannai/2/1015996.html>> (2026/06/08 アクセス) より一部抜粋

| | | |
|----------------|--------------|--|
| 令和7年(2025年)5月 | セアカゴケグモ | つくば市島名地内 |
| 令和7年(2025年) | セアカゴケグモ | つくば市みどりの東地内 |
| 令和7年(2025年)7月 | ツヤハダゴマダラカミキリ | つくば市高良田地内 |
| 令和7年(2025年)7月 | セアカゴケグモ | つくば市吾妻2丁目地内 つくば駅北1・2自転車駐車場、つくば駅北オートバイ駐車場及びその付近 ※近日中に対応予定 |
| 令和7年(2025年)7月 | クビアカツヤカミキリ | つくば市鷹野原地内 |
| 令和7年(2025年)7月 | セアカゴケグモ | つくば市万博公園西地内 |
| 令和7年(2025年)8月 | セアカゴケグモ | つくば市観音台地内 |
| 令和7年(2025年)8月 | セアカゴケグモ | つくば市みどりの南地内 |
| 令和7年(2025年)8月 | セアカゴケグモ | つくば市香取台地内 |
| 令和7年(2025年)9月 | セアカゴケグモ | つくば市並木2丁目地内 |
| 令和7年(2025年)9月 | セアカゴケグモ | つくば市春日2丁目地内 |
| 令和7年(2025年)10月 | セアカゴケグモ | つくば市飯田地内 |
| 令和7年(2025年)10月 | セアカゴケグモ | みどりの学園義務教育学校(みどりの中央12番地1) |
| 令和7年(2025年)10月 | セアカゴケグモ | つくば市並木4丁目地内 |
| 令和7年(2025年)10月 | クビアカツヤカミキリ | つくば市観音台地内 |
| 令和7年(2025年)11月 | セアカゴケグモ | つくば市谷田部地内 |
| 令和7年(2025年)12月 | セアカゴケグモ | つくば市筑波地内 |

目撃されている外来生物について、詳細はこのページの下段をご覧ください。

特定外来生物

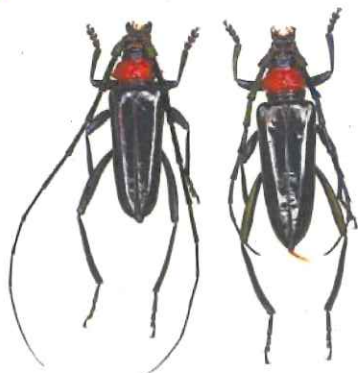
特定外来生物とは、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定されている外来生物です。指定されている生物は輸入、放出、飼養、譲渡し等に規制がかけられています。

また、特定外来生物被害防止基本方針では、被害を及ぼしていたり、及ぼすおそれがある特定外来生物については、必要に応じて防除を実施することとされています。

[日本の外来種対策（環境省ホームページ）（外部リンク）](#)

[茨城県内の特定外来生物（茨城県ホームページ）（外部リンク）](#)

クビアカツヤカミキリ



クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラ、モモ、ウメ等の樹木の内部を食害して弱らせ、枯らせてしまう昆虫です。繁殖力が強く、一度定着してしまうと根絶が困難とされており、近年被害が広がっています。

つくば市内では「**茎崎こもれび六斗の森**」や「**高崎自然の森**」をはじめとする**茎崎地区内でクビアカツヤカミキリによる食害が発見されています**。被害の拡大を防ぐため、近隣にお住まいの方はサクラ、モモ、ウメなどに虫害がないか、一度ご確認ください。生体やクビアカツヤカミキリによるものと思われる被害痕を見つけた場合は、つくば市環境保全課か茨城県生物多様性センター（電話029-301-2940）までご連絡ください。

クビアカツヤカミキリの被害に遭った荃崎第三小学校の桜



「いばらきカミキリみっけ隊」の参加者を募集をしています

更新日：2026年04月23日

ページID：20758

茨城県では特定外来生物に指定されている「クビアカツヤカミキリ」、「ツヤハダゴマダラカミキリ」による被害を防ぐため、これらの成虫を発見して退治する「いばらきカミキリみっけ隊」活動の参加者を募集しています。

期間中、退治した外来種のカミキリムシを市の窓口にお持ちいただいた方に、奨励金や限定グッズを贈呈します。

[「いばらきカミキリみっけ隊」を募集します!/茨城県ホームページ](#)

特定外来生物のカミキリ

| クビアカツヤカミキリ | ツヤハダゴマダラカミキリ |
|---|--|
|  |  |
| <p>体長は25～40ミリメートルで、体は黒く光沢があり、前胸部(いわゆるクビ)は鮮やかな赤色をしています。 クビアカツヤカミキリについて(茨城県ホームページ) (外部リンク)</p> | <p>体長は20～35ミリメートルで、体色は全体に光沢のある黒色で鞘翅に約20個の白斑を有します。 ツヤハダゴマダラカミキリについて(茨城県ホームページ) (外部リンク)</p> |

対象者

小学生以上の茨城県民の方

※カミキリムシの防除を業として行う方や、国、地方公共団体、独立行政法人の職員の方は奨励金及びグッズの交付の対象外となります。

奨励金、グッズ

発見して退治した成虫10匹につき、奨励金(500円分の汎用プリペイドカード)と交換します。

10匹未満の場合でも限定グッズをプレゼントします。

10匹ずつ透明な袋に分けて密封したうえで、対象窓口までご持参ください。

10匹未満の場合でも透明な袋に入れて密封したうえでのご持参にご協力をお願いします。



出典：つくば市 HP 「いばらきカミキリみっけ隊の参加者を募集しています」

<<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/seikatsukankyobuseibutsutayoseisuishinshitsu/gyomuannai/20758.html>> (2026/06/08 アクセス) より一部抜粋(赤線部は川田記入)

申請場所

つくば市役所4階 生物多様性推進室

申請方法

退治したカミキリムシの成虫を、つくば市役所4階の生物多様性推進室までお持ちください。

注意点

- クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリは特定外来生物に指定されており、生きたままの移動や飼育などが規制されています。**市役所に成虫を持ち込む際は、必ず退治（踏みつぶすなど）してからお持ちください。**
- カミキリムシを探すために無断で私有地に入ったり樹木などを折ったりすることのないようご注意ください。
- 小学生、中学生がお持ちいただく際は保護者等の方の付き添いが必要になります。
- 奨励金やグッズの交換は、なくなり次第終了となります。
- 奨励金やグッズとの交換を希望しない場合や、捕獲できなかった場合であっても、外来カミキリの発見情報は市役所に提供いただけますと幸いです。

事業についての問い合わせ

茨城県生物多様性センター（電話：029-301-2940）

この記事に関するお問い合わせ先

生活環境部 生物多様性推進室
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
電話：029-883-1111(代表) ファクス：029-868-7643
[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)